こども誰でも通園制度

足立区

目　次

1. どんな制度なの／利用対象

2. 実施施設／実施方法

3. 実施施設一覧

4. 利用登録方法／面談予約

5. キャンセルポリシー／他の関連制度について

6. お問い合わせ先

こども誰でも通園制度

どんな制度なの？

令和８年度から開始する、保護者の就労等の有無に関係なく、月一定時間の範囲内で保育所等を定期的に利用できる制度です。同年代のお子さまとのふれあいや集団の中で過ごすことで、お子さまの健やかな成長を促します。

保護者にとっては子育ての悩みを相談できたり、リフレッシュする時間をもつことができます。

利用対象

０歳６カ月から２歳児までの
保育所などに通っていないお子さま

①満３歳到達後の最初の３月３１日まで利用可能です。
②保育所等の入所が決定した場合は、こども誰でも通園制度の利用資格を失います。

【参考】令和８年度年齢表

クラス年齢	生年月日
０歳児	２０２５年（令和７年）４月２日～生後半年に達する日
１歳児	２０２４年（令和６年）４月２日～２０２５年（令和７年）４月１日
２歳児	２０２３年（令和５年）４月２日～２０２４年（令和６年）４月１日

実施施設・実施方法

実施施設は区のホームページでお知らせします。
足立区では保護者とお子さまの関係構築が期待されることから利用施設を１施設に限定し、定期的に通っていただくことを条件としています。

	認可保育所 認可外保育施設	小規模保育 保育ママ	幼稚園 私立認定こども園
利用対象	０歳６カ月～２歳児		
利用時間	児童１人あたり　月１０時間まで ・使わなかった分を翌月に繰り越すことはできません。 ・利用の単位は３０分とし、１回の利用は１時間以上とします。		２歳児は上限なし ※０歳児と１歳児は、月１０時間まで
利用料金	無　料 （一部費用負担が生じる場合があります。）		
利用方法	定期利用（利用施設を１施設に限定）		

利用のイメージ（例）

AM９時
利用する施設へ登園

在園児やこども誰でも通園で通っているお友達と一緒に

- 散歩
- 外遊び
- 室内遊び
- 給食

AM11時30分
降 園

区立認可保育所

区立の認可保育所は、在園児のお友達と同じ部屋で過ごします。

利用定員
１日あたり定員２名
※上半期は令和８年５月１日から開始予定

利用期間
半年ごと
※上半期：５月１日～　／下半期：１０月１日～

対象年齢
利用開始日に生後6カ月以上

利用方法
利用者ごとに曜日を固定し、
１日２.５時間と５時間の組み合わせで実施予定

実施施設・実施方法

私立・公設民営 認可保育所　認可外保育施設

こども誰でも通園制度専用の定員を設け、在園児とは別の部屋で過ごすので少人数での保育となります。

利用定員	利用時間	対象年齢	利用方法	施設によって異なる

小規模保育　保育ママ

定員の空きを利用し、在園児のお友達と同じ部屋で一緒に過ごします。
一部の園では、こども誰でも通園制度専用の定員を設けます。

利用定員	利用時間	対象年齢	利用方法	施設によって異なる

幼稚園　私立認定こども園

こども誰でも通園制度専用の定員を設け、在園児とは別の部屋で過ごします。
２歳児クラスで利用する場合は、時間の上限がなく園が設定している時間数を利用することができます。

利用定員	利用時間	対象年齢	利用方法	施設によって異なる

幼稚園は実施する施設が多く、
定員も多いので利用しやすいです。
２歳児で利用を考えている方は、
幼稚園がおすすめです！

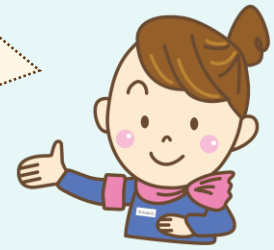

実施施設一覧

区立園については以下の園で実施します。

実施園	住所	実施クラス	定員数
本木保育園	本木東町１８番１７号	０歳児	2
上沼田保育園	江北四丁目１７番２０－１０１号	２歳児	2
緑町保育園	千住緑町二丁目１７番１１号	１歳児	2
中央本町保育園	中央本町四丁目１１番３９号	０歳児	2
伊興保育園	伊興四丁目１１番２５号	０歳児	2
東綾瀬保育園	東綾瀬二丁目１２番１３号	２歳児	2
辰沼保育園	辰沼一丁目２番７－１０１	１歳児	2
千住あずま保育園	千住東二丁目２０番１７号	０歳児	2
東花畑保育園	南花畑四丁目１１番６－１０１号	１歳児	2
中島根保育園	島根二丁目３３番２号	０歳児	2
保木間保育園	保木間三丁目２５番９号	０歳児	2
本木東保育園	本木二丁目１３番１１号	０歳児	2
大谷田第一保育園	大谷田一丁目１番５－１０１号	０歳児	2
加賀保育園	加賀二丁目３１番５－１０１号	０歳児	2

区立園以外の実施園は、令和８年３月下旬頃に
詳細が決まる予定です。

利用登録方法・面談予約

利用登録方法

※認定には１０営業日程度かかります。
・３月２日から３月１６日に受理した申請→３月３１日までに認定
・３月１７日以降に受理した申請→４月以降の認定

①利用登録申請

足立区オンライン
申請システムまたは
保育・入園課窓口で
利用登録申請

②認定審査

認定

却下

１０営業日程度

アカウント発行
完了メール

郵送で通知

面談予約・区立認可の場合

①利用登録申請、②認定審査が完了したら、利用申請を行います。

③利用申請

足立区オンライン
申請システムで
利用申請

④区で抽選

申込が定員より
多い場合は、区で抽選を
行い利用者を決定します。

※配慮が必要な方のため、
優先枠があります。

抽選結果

内定

待機

⑤事前面談
利用予約

・認定証や母子手帳、そのほか
施設が指定する物が必要です。

・事前面談で、初回利用日等を
決めてください。

⑥利用開始

面談時に利用日の
調整を行い、利用を
開始してください。

区立認可は年度を
２分割して上半期／下半期で
募集をしています。

区立認可のスケジュール

年間スケジュール

上半期　3月　4月　5月・・・・・・・・・9月

- 3/2～3/16　利用登録申請
- 3/26～4/8　面談予約受付
- 4/10　抽選の結果
- 4/13～4/30　事前面談
- 5/1～　利用開始

下半期は、配慮が必要な方の優先枠に加え、上半期に生後６カ月に満たなかったお子さまの優先枠を設けます。

下半期　８月中旬頃　10月・・・・・・・・・3月

- 面談予約
- 10/1～　利用開始

面談予約・区立認可以外の場合

①利用登録申請、②認定審査が完了したら、希望する施設へ利用申請を行います。

- **施設ごとに定員があるため希望通りに利用できない場合があります。**
- **キャンセルで空きが出ることもあります。**

③施設検索

総合支援システムまたは区ホームページで実施施設を検索

④面談予約

区立認可と区立認可以外の施設で併願することもできますが、いずれか１園しか利用できません。

⑤事前面談 利用予約

- 認定証や母子手帳、そのほか施設が指定する物が必要です。
- 事前面談で、初回利用日等を決めてください。

⑥利用開始

面談時に利用日の調整を行い、利用を開始してください。

キャンセルポリシー・他の関連制度について

キャンセルポリシー

【対象範囲】

① 実施施設と利用者の間で、利用予約が完了した時点から、本キャンセルポリシーの対象となります。

【基本的事項】

② お子さまの体調不良等、やむを得ない場合を除き、利用日直前の予約内容の変更やキャンセルは、他の利用者や実施施設のご迷惑となるため、ご遠慮ください。

③ やむを得ない理由で予約内容の変更やキャンセルする場合は、可能な限り速やかに実施施設へご連絡ください。

④ 度重なる無断キャンセルや予約内容の変更があった場合、実施施設の判断により、その後のご利用をお断りすることがあります。

⑤【キャンセル取扱期限】

	前日※１までのキャンセル	当日※２のキャンセル
利用料	発生しない	
利用時間	減算しない	予約時間分を減算

※１　前日は施設の開園日を基準とし、午後１１時５９分までを前日として扱います。
※２　利用しないことが判明次第、必ず施設へご連絡ください。連絡がない場合は、「当日キャンセル」として取扱います。

【利用時間の算定方法】

⑥ 利用時間は、利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算を行います。

⑦ お迎えが予定時刻より遅れた場合、５分程度で利用時間を３０分単位で繰り上げ、実際のお迎え時間までに要した時間を利用時間と見なします。

他の関連制度について

足立区では一時的にお子さまを預かってほしいときのための制度として一時保育等の関連制度もあります。
こども誰でも通園制度と併用して利用もできますので、目的に応じてご利用ください。
詳しくはデジタルブック「一時保育のご案内」や区ホームページをご覧ください。

	こども誰でも通園制度	一時保育
目的	子どもの育ちを支えることが目的 家庭だけでは得られない経験を通して、 子どもの成長や社会性を育む	保護者の都合（通院・リフレッシュ・ 求職活動など）で一時的に子どもを 預けるための支援制度
利用対象年齢	生後６か月～２歳児 （施設によって異なる）	生後５７日～就学前 （施設によって異なる）
利用時間 日数	月に10時間まで ※２歳児の幼稚園・私立認定こども園は上限なし	利用上限なし １時間単位で利用可能
利用料	無　料	１時間５００円（給食・おやつ代別）

お問い合わせ先

問い合わせ内容	問い合わせ先
利用に関する相談	幼稚園・地域保育課　保育コンシェルジュ ＴＥＬ：０３－３８８０－５７７２　ＦＡＸ：０３－３８８０－５７０３
利用認定に関すること 認定の喪失に関すること	保育・入園課　入園第一～三係 ＴＥＬ：０３－３８８０－５２６３　ＦＡＸ：０３－３８８０－５７０３
区立保育施設（直営）の 利用申請に関すること	保育・入園課　保育調整係 ＴＥＬ：０３－３８８０－５８７２　ＦＡＸ：０３－３８８０－５６６２
利用の予約に関すること	各施設に直接お問い合わせください。

MEMO

令和８年２月発行

足立区教育委員会　子ども家庭部　幼稚園・地域保育課
幼保調整係　保育コンシェルジュ
TEL：03-3880-5772　FAX：03-3880-5703